

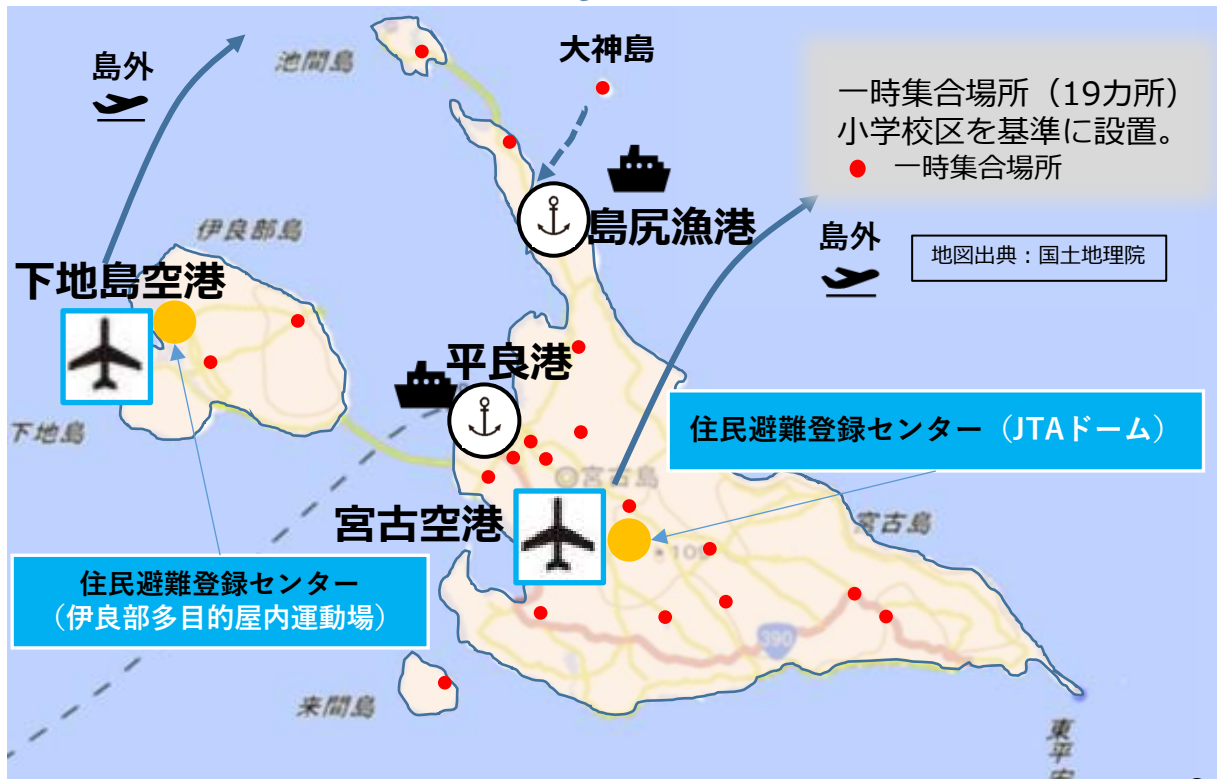
宮古島市 (避難実施要領の概要)

避難誘導の方法（全般的方針）

- 本市住民及び滞在者等の島外避難（宮古島→鹿児島県 直行）については、国・県で確保した航空機等の運行計画に合わせ、島内輸送機関と調整しバスによる宮古空港（1日あたり6,645人）、下地島空港（1日あたり2,832人）への避難者の輸送を行う。
※二次離島となる大神島島民については、船舶により宮古島本島までの輸送を行う。
- 要配慮者の搬送については、本人への負担軽減の観点から、可能な限り航空機による避難を基本とするが、身体状況等により一般航空機による避難が困難な要配慮者については船舶等避難とする。
- 避難施設（一時集合場所）を小学校区単位で開設。

島内の避難誘導の基本的な考え方（右図参照）

- 避難単位は、両空港の輸送能力に応じ、学区別、行政区別で振り分ける。（別紙参照）
※多良間島からの避難者については、宮古空港へ輸送。
- 要配慮者については、地区分けはせず、柔軟に対応。
- 住民は、国・県が確保した航空機の運航ダイヤに合わせて、避難施設（一時集合場所）→住民避難登録センター（JTAドーム、伊良部多目的屋内運動場）→各空港へ市で確保したバスで輸送。



※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではない。

島外輸送計画

- 国・県が調達した航空機・船舶の運航ダイヤに基づき、6日程度で全住民が島外避難。
- 国・県で避難先での宿泊施設を確保。

島内輸送計画

- 国・県が確保した航空機の運航ダイヤに合わせて、避難施設（一時集合場所）→住民避難登録センター（JTAドーム、伊良部多目的屋内運動場）→各空港へ市で確保したバスで輸送。
- 大神島島民は島尻漁港（船舶）を経由し、空港（バス）で輸送。
※大型バス最低必要数 宮古空港行き 19台、下地島空港行き 12台 計 31台
- 各学区単位で一時集合場所（避難施設を兼ねる）を開設。
- 一時集合場所までの移動手段は、原則徒歩。要配慮者等で、車両で一時集合場所に移動する場合は、グラウンド等、市の別途指定する駐車場に駐車。
- 避難者の受付は住民避難登録センター（JTAドーム、伊良部多目的屋内運動場）で行う。
- 要配慮者の搬送については、要配慮者の搬送区分（7分類）に応じ、国・県で確保した航空機及び船舶、ヘリの運行計画に合わせ、宮古空港、平良港へ搬送。

残留者の確認方法等

- 確認者：職員、消防団、警察、自治会長等
- 派遣された職員等は、観光客等一時滞在者も、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。
- 避難を完了した地区は、必要に応じ警察に要請し、警備を強化する。

避難実施要領の通知・伝達要領残留者の確認方法等

- 市は防災行政無線、市HP、公式SNS（LINE、X（旧Twitter）、Facebook等）、広報車、消防車、テレビ、ラジオ等あらゆる手段を活用し伝達
- 宮古島警察署は交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器や表示を活用し、的確かつ迅速に伝達
- 住民に正確かつ積極的に情報を発信するため、広報を一元化し、県と連携した広報体制を構築する。

島内・島外輸送計画の全体イメージ

島外輸送計画の全体イメージ（宮古島市の例）

✈️ 1日最大2,832名※の輸送力

(下地島空港)
▶チャーター（臨時）便（B738）
▶宮古―鹿児島（約2時間）を骨幹輸送
合計：一日16便の運航（調整中）
▶通常仕様（B738：定員177名）
▶空港GH・保安検査・避難手続き等の円滑化
▶空港までの島内輸送の円滑化
※今後の調整で増減する可能性はある

✈️ 1日最大6,645名※の輸送力

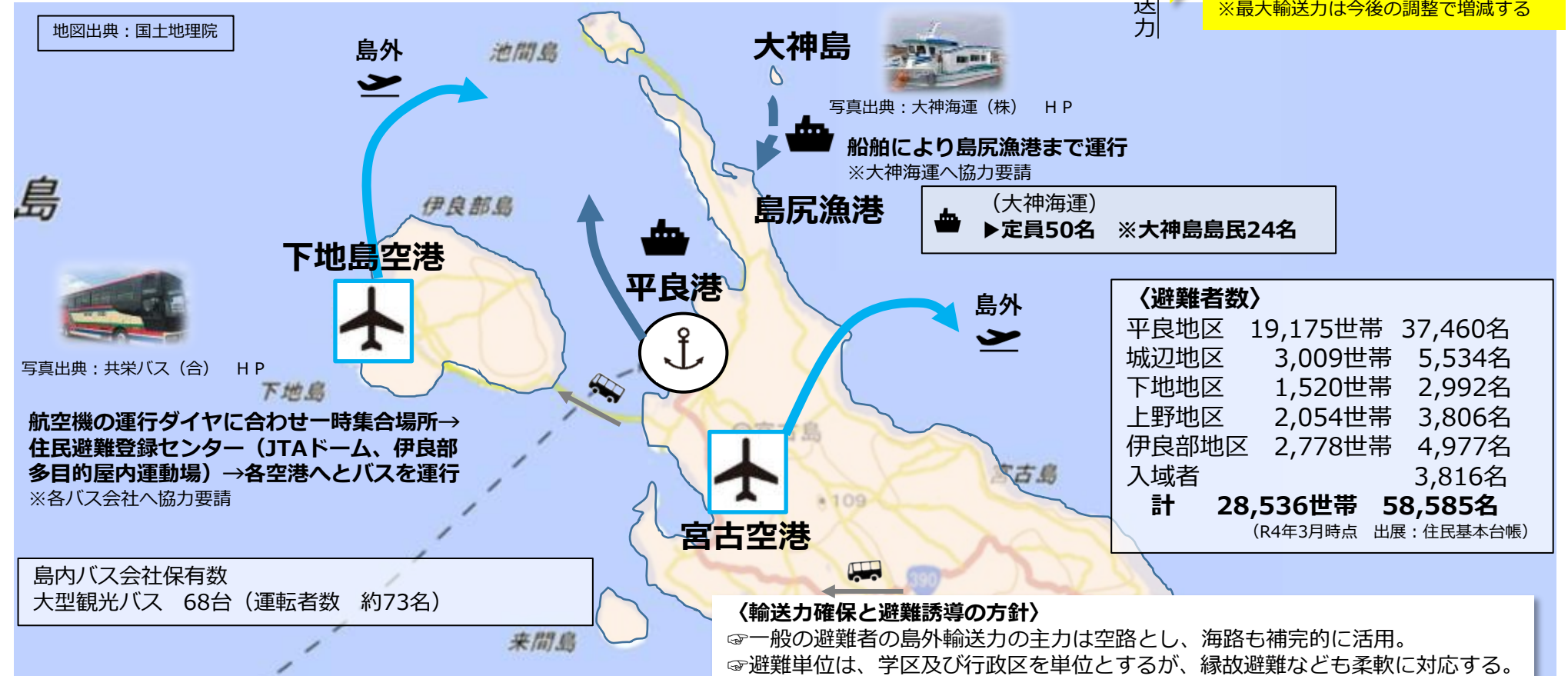
(宮古空港)
▶チャーター（臨時）便（B738、B788等）
▶宮古―鹿児島（約2時間）を骨幹輸送
合計：一日31便の運航（調整中）
▶通常仕様（B738：165名、B788：335名）
▶空港GH・保安検査・避難手続き等の円滑化
▶空港までの島内輸送の円滑化
※今後の調整で増減する可能性はある

🚢 1日最大420名程度※の輸送力

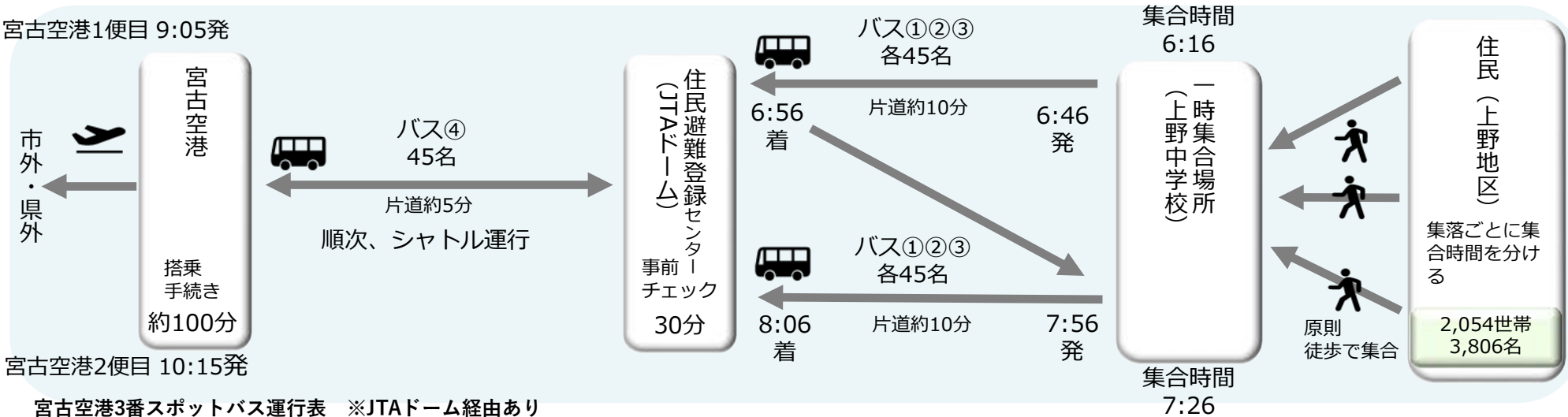
(平良港)
▶近海区域を航行可能な船舶を国（内閣官房・国土交通省）の支援の下、確保
▶最大の輸送力(420名/日程度)が確保されたと仮置き
▶要配慮者、ペット同伴者等を想定
※最大輸送力は今後の調整で増減する

島外輸送力

1日あたりの最大輸送力
✈️ + 🚢 計約9,897名※
※最大輸送力は今後の調整で増減する



例えば、一時集合場所からの住民避難登録センターまでの移動時間が10分の場合、大型バス3台でピストン輸送し住民避難登録センターへ。住民避難登録センターから宮古空港へは、前さばきが完了した者から順次、大型バス1台でシャトル運行。事前チェック（前さばき）間の待機時間のロスや休憩時間の確保を考慮し一時集合場所⇄JTAドームとJTAドーム⇄空港間でバスを分けて運行。※移動時間 片道10分、乗降時間 各10分、事前チェック 約30分、保安検査 1レーン（1レーン1時間あたり約150人）



宮古空港3番スポットバス運行表 ※JTAドーム経由あり

	島内輸送計画										島外輸送計画					備考
	10分		バス ①	バス ②	バス ③	30分 事前チェック	5分		バス ④	保安検査 開始目安	保安検査 制限目安	搭乗制 限時刻	機体名	宮古空 港発	搭乗定 員	
	一時集合場 所発	JTAドーム 着					JTAドーム 発	空港着								
1	6:46	6:56	○	○	○	7:06	7:36	7:41	○	7:51	8:27	8:45	B738	9:05	165	多良間①合流
						7:24	7:54	7:59	○	8:09						
						7:42	8:12	8:17	○	8:27						
2	7:56	8:06	○	○	○	8:16	8:46	8:51	○	9:01	9:37	9:55	B738	10:15	165	多良間②合流
						8:34	9:04	9:09	○	9:19						
						8:52	9:22	9:27	○	9:37						
3	9:06	9:16	○	○		9:26	9:56	10:01	○	10:11	10:47	11:05	B738	11:25	165	多良間③④合流
						9:44	10:14	10:19	○	10:29						
						10:02	10:32	10:37	○	10:47						

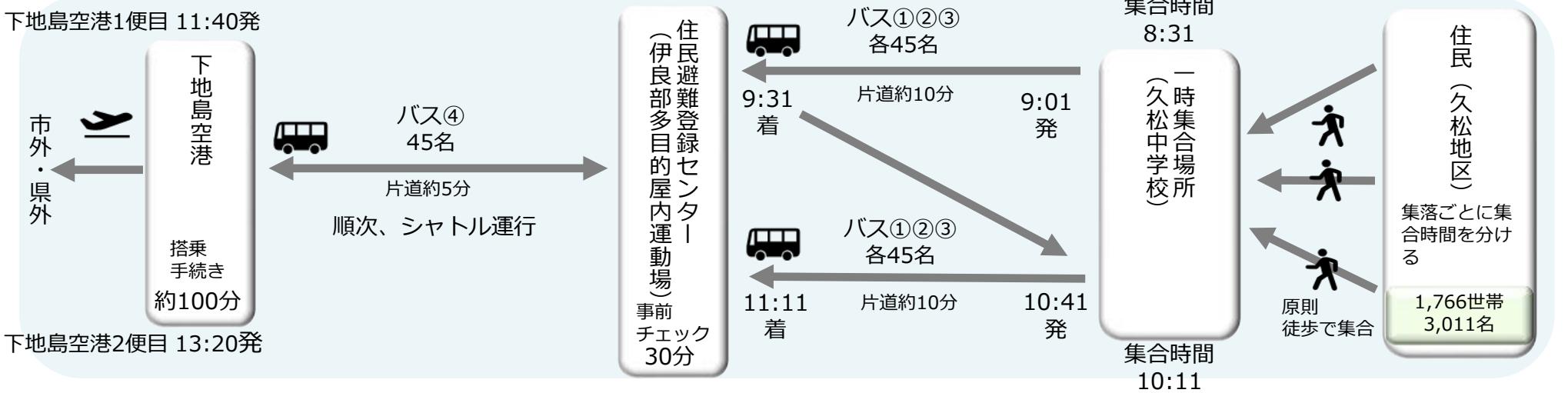
島内輸送計画のイメージ（下地島空港へのバス輸送）※伊良部多目的屋内運動場経由

訓練用

例えば、一時集合場所から住民避難登録センターまでの移動時間が30分の場合、大型バス3台でピストン輸送し住民避難登録へ。住民避難登録センターから下地島空港へは、前さばきが完了した者から順次、大型バス1台でシャトル運行。

当初、一時集合場所→JTAドーム→空港までは同一バスでの運行を想定。事前チェック（前さばき）間の待機時間のロスや休憩時間の確保を考慮し一時集合場所⇄JTAドームとJTAドーム⇄空港間でバスを分けて運行。

※移動時間 片道10分、乗降時間 各10分、事前チェック 約30分、保安検査 1レーン（1レーン1時間あたり約150人）

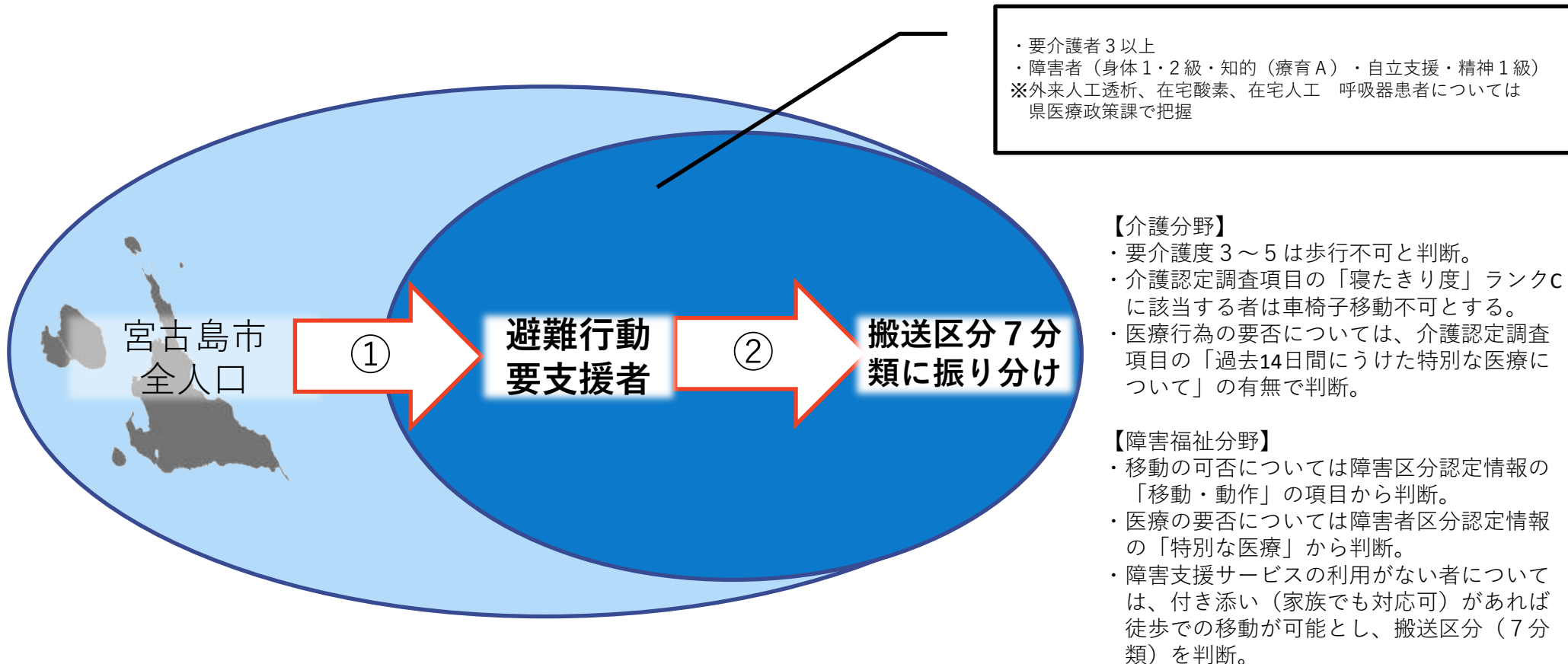


下地島空港1番スポットバス運行表 ※伊良部多目的屋内運動場経由あり

	島内輸送計画										島外輸送計画					備考
	30分		バス ①	バス ②	バス ③	30分	5分		バス ④		保安検査 制限目安	搭乗制 限時刻	機体名	下地島 空港発	搭乗定員	
	一時集合場 所発	伊良部多目的屋 内運動場 着				事前チェック	伊良部多目的 屋内運動場 着	空港着								
1	8:27	8:57	○	○	○	9:41	10:11	10:16	○	10:26	11:02	11:20	B738	11:40	177	
	9:37	10:07	○			9:59	10:29	10:34	○	10:44						
						10:17	10:47	10:52	○	11:02						
2	10:07	10:37		○	○	11:21	11:51	11:56	○	12:06	12:42	13:00	B738	13:20	177	
	11:17	11:47	○	○		11:39	12:09	12:14	○	12:24						
						11:57	12:27	12:32	○	12:42						
3	11:47	12:17	○	○	○	13:01	13:31	13:36	○	13:46	14:22	14:40	B738	15:00	177	
	12:57	13:27			○	13:19	13:49	13:54	○	14:04						
						13:37	14:07	14:12	○	14:22						

宮古島市における在宅要配慮者の人数把握について

- ① 市福祉部において、避難行動要支援者（介護・障害福祉分野）に該当する可能性のある者の名簿を作成。
 - ② ①の名簿のうち、市福祉部において保有している介護情報（要介護、介護認定調査情報）や障害者情報（障害区分認定情報）から、搬送区分（7分類）を分類。
- ※介護と障害のいずれにも該当する者については、介護認定情報を優先し搬送区分（7分類）を分類。



避難行動要支援者の要件A	状態	搬送分類	考え方の根拠
身体障害者手帳1・2級	肢体不自由	サービス利用者 移動・動作のみ・・・護送 特別な医療・・・要医療護送 上記以外（サービス利用無し）・・・要配慮独歩	サービス利用者 障害区分認定審査会資料情報「障害支援区分判定ソフト2014（厚生労働省推奨ソフト）」から「移動・動作」、「特別な医療」などの情報を抽出 サービス利用なし 付き添い（家族でも対応可）があれば徒歩での移動が可能であり、航空機での移動も可能と判断。
	肢体不自由体幹		
	肢体不自由下肢		
	運動機能障害・上肢	サービス利用者 移動・動作のみ・・・護送 特別な医療・・・要医療護送 上記以外（サービス利用無し）・・・独歩	
身体障害者手帳1・2級	視覚	サービス利用者 移動・動作のみ・・・護送 特別な医療・・・要医療護送 上記以外（サービス利用無し）・・・要配慮独歩	
身体障害者手帳1・2級	聴覚	サービス利用者 移動・動作のみ・・・護送 特別な医療・・・要医療護送 上記以外（サービス利用無し）・・・独歩	
療育手帳Aを所持する知的障がい者	知的障害	サービス利用者 移動・動作のみ・・・護送 特別な医療・・・要医療護送 上記以外（サービス利用無し）・・・要配慮独歩	調査時点において、保健所が把握している在宅で医療行為のある者（透析、人工呼吸、酸素、吸引、胃ろう、自己注射等）
精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で単身世帯の者	要付き添い。家族でも対応可。	サービス利用者 要配慮独歩 上記以外（サービス利用無し）・・・独歩	
難病患者	難病患者		
要介護3	食事、着替え、排せつ、歯みがきなど、日常生活において基本的に介助を必要。 認知機能の低下などの場合には対応も必要。問題行動をとる場合もある（厚生労働省HPより）	日常生活自立度（寝たきり度）B以下かつ医療行為なし・・・護送 日常生活自立度（寝たきり度）B以下かつ医療行為あり・・・要医療護送	要介護3以上は歩行不可と判断。 寝たきり度B以下は車いす移動可能、C以上は車いす移動不可と判断。 医療行為の要否は介護認定調査の際の医療行為の有無で判断。 寝たきり度C以上かつ医療行為がある者のうち透析・気管切開のある者については重担送と判断。
要介護4	排せつ、食事、入浴、着替えなどすべてにおいて介助がないと行えない。 思考力の低下などもみられ、認知症の諸症状への対応も必要になることもある。（厚生労働省HPより）	日常生活自立度（寝たきり度）C以上かつ医療行為なし・・・担送	
要介護5	日常生活全般が自分で行えないため、寝返りやオムツの交換、食事などすべてで介助が必要。 会話などの意思疎通も困難。（厚生労働省HPより）	日常生活自立度（寝たきり度）C以上かつ医療行為あり・・・要医療担送	
		日常生活自立度（寝たきり度）C以上かつ医療行為あり（透析・気管切開あり）・・・重担送	
自立支援医療費受給者（精神通院）	精神疾患。向精神薬や精神科デイケア等によるケアを受けている。	サービス利用者 要配慮独歩 サービス利用無し 独歩	サービス利用者 障害区分認定審査会資料情報「障害支援区分判定ソフト2017（厚生労働省推奨ソフト）」で利用者抽出 サービス利用なし 付き添い（家族でも対応可）があれば徒歩での移動が可能であり、航空機での移動も可能と判断。

※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではない。

避難行動要支援者2,550名を搬送区分の分類（7分類）で振り分けた結果、船舶（ヘリ）327名、航空機1,308名、船舶（ヘリ）又は航空機915名となった。

				 					
避難行動要支援者の要件A	状態	独歩	要配慮者独歩	護送	要医療護送	担送	要医療担送	重担送	計
身体障害者手帳1・2級	聴覚平衡2級	59	6	3					68
	聴覚平衡1級	12	1						13
	視覚2級		33	3		3	2		41
	視覚2級＋	1	4	1		1			7
	視覚1級		30	1					31
	肢体2級＋	2	2	2	1				7
	肢体2級	16	72	59	4	4			155
	肢体1、2級		3	5		6	1	1	16
	肢体1、2級＋					1			1
	肢体1級＋					2			2
	肢体1級			20	1	10	5	10	46
自立支援医療費受給者（精神通院）	通院公費	822	106	33		1			962
精神障害者保健福祉手帳1級	精神1級	18	11	4					33
	精神1級＋		1			1			2
難病患者	難病患者		9		8		9	4	30
療育手帳Aを所持する知的障がい者	療育A1		9	7	1			1	18
	療育A1＋		3			5		4	12
	療育A2	4	42	18	1				65
	療育A2＋	3	11	13			1		28
要介護3以上	要介護3以上			746	86	109	64	8	1013
		937	343	915	102	143	82	28	2550

※難病患者については住民基本台帳と紐付いていないため、他状態との重複該当チェックは行っていない。

※＋は複数の要件に該当する者

※介護、障害のいずれにも該当する者については、介護の搬送区分を優先。

※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではない。

宮古島市における在宅要配慮者の搬送方法について

宮古空港内での要配慮者搬送について

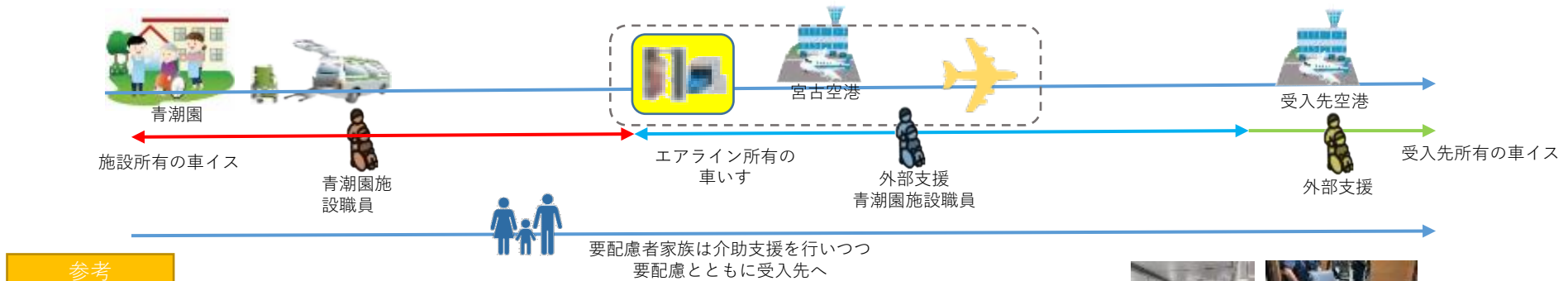
宮古空港における要配慮者モデル施設避難実施要領（案）の具体化に向け、検討内容の共有や車いすの確認などを島内関係機関（各エアライン、要配慮者モデル施設（青潮園）、宮古島市）で実施。

障害者総合支援施設 青潮園における要配慮者の状況

要配慮者独歩（2名）、護送（37名）、重担送（1名）、要医療担送（10名）であり、要配慮者の大半が車いすでの搬送となる。要医療担送（10名）は船舶、ヘリでの避難。

要配慮者40名を数回に分け搬送する場合

- ・ 保安検査の迅速化のため、施設所有の車いすは保安検査前までの使用とし、保安検査以降はエアライン所有車いすを利用。車いすの数に限りがあるため、状況に合わせ各エアラインの車いすを共用していく必要がある。
- ・ 搭乗までの介助は要配慮者の状態を把握している施設職員で実施。
- ・ 搭乗までの時間を要するため優先搭乗とし、一般避難者より先に保安検査を済ませ、可能な限りP B Bの機体手前付近で待機とする。
- ・ 機内移動のしやすさを考慮し、機体が大きいB788（5番スポット）からの避難を基本とする。
- ・ 座席については、介助や搭乗時間の短縮を考慮し機体前方に位置するプレミアムクラスなどの優先座席を利用。
- ・ 施設運営も並行して行う必要があるため、搭乗後の介助は数名の施設職員と要配慮家族、外部からの支援が必要。
- ・ 外部支援については避難先での介助も考慮し受入先からの派遣も一案。
- ・ 要配慮者の負担を考慮し、避難受付等については代理申請などにより住民避難登録センター（JHTC）を経由しないものとする。
- ・ 搭乗後の介助員は受入先空港で要配慮者を引き渡すまでとし、ピストン方式で後便の介助支援を行う。
- ・ 要配慮者の搭乗者数については、数名程度の事例しかないため、要配慮者搭乗者数の上限について、エアラインとの調整が必要。（介助や搭乗時間への影響を考慮）



精神障害者の精神的な負担や応急対応を考慮し、搬送支援スタッフに加え家族も同行避難とする。また、施設スタッフの搬送付き添いにより施設運営も困難となることから可能な限り1日で避難することとしている。

宮古空港5番スポット ANAB788（335名）の場合

			島内搬送計画				島外搬送計画				
便名	入所者人数		島内搬送付添人数		施設 出発時間	空港 到着時間	島外搬送付添人数		宮古空港 機体到着	宮古 空港発	備考
	搬送区分	合計	職種別	合計			職種別	合計			
1	要配慮独歩2、護送6	8	施設長、他管理者4名 庶務関係5名、指導員5名、看護師7名、介護士25名、PT1名、警備1名)	49	7:05	7:20	家族、島外からの搬送支援		8:15	9:00	数回に分けて避難となるため、保安検査から受入先までの搬送支援スタッフの確保が課題。
2	護送8	8	〃	49	8:30	8:45	家族、島外からの搬送支援		9:40	10:25	
3	護送8	8	〃	49	9:55	10:10	家族、島外からの搬送支援		11:05	11:50	
4	護送8	8	〃	49	11:20	11:35	家族、島外からの搬送支援		12:30	13:15	
5	護送7、重担送1	8	〃	49	12:45	13:00	施設長、他管理者4名、庶務関係5名、指導員5名、看護師7名、介護士25名、PT1名、警備1名)		13:55	14:40	

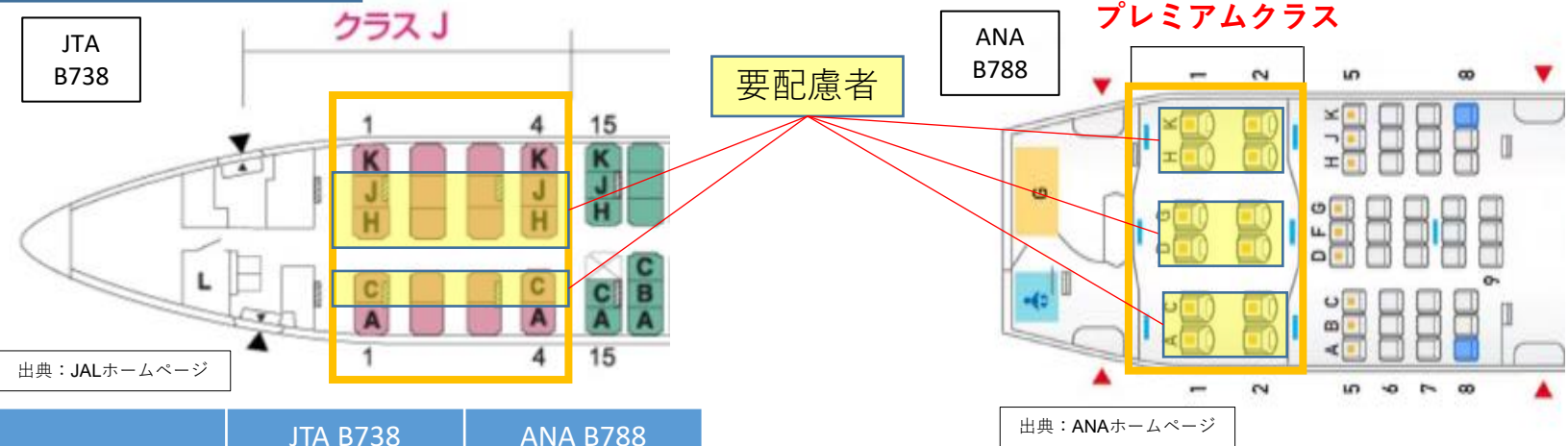
- 検討条件
- ・施設入所者50名のうち、40名（要配慮者独歩、護送）を宮古空港発の民間航空機で避難することを想定。（10名（要医療担送）については、船舶やその他航空機を活用する場合は別途検討）
 - ・島内搬送計画（陸路）については、施設保有の車両により施設－空港間を往復。島内における付添人についても、車両と同様に施設－空港間を往復する。
 - ・1便当たりの搬送人数は離発着遅延のリスクを考慮し8名以内とする。※エアラインと要調整
 - ・保安検査の迅速化のため、保安検査以降はエアライン所有の車イスを使用する。
 - ・貨物室の利用を想定しないため、施設から保安検査手前までは施設所有の車イスを使用し、保安検査から航空機搭乗までは各エアラインの車イスを使用し搭乗。
 - ・降機時や避難先で使用する車イスの確保については、受入先空港、受入県等と要調整。

※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではない。

航空機への搭乗について

- 要配慮者や介助者の負担軽減、搭乗時間の短縮などを考慮し、次のような工夫が必要。
- 前方の優待シート（JAL クラスJ・ANA プレミアム）へ事前改札で優先搭乗とする。
 - 要配慮者は基本通路側へ配置し、介助者は隣接座席とする。
 - おむつ着用により、機内移動を極力避ける。**※ANA B788は車椅子可のトイレ有**
 - 機内介助者として数名の施設職員と家族、外部支援員を配置。**※要配慮者の状態に応じ配置数増**

要配慮者座席図



	JTA B738	ANA B788
優待シート数	20	12

▶下地島空港については、PBB（パッセンジャー・ボーディング・ブリッジ）や航空機の優待シートがないため要配慮者の搬送については今後検討。

※搭乗用タラップ（バリアフリー対応）有。

今後の検討課題

- 1便あたりの要配慮者搭乗数と搭乗にかかる所要時間
- 搭乗時間や遅延リスクの軽減を考慮し、要配慮者と一般避難者の航空機を区分すべきか？

種類	サイズ(幅x高さx奥行) cm	保安検査	台数	
オレンジアイル 車輪着脱により機内座席まで利用可	40x89.2x40		5	
木製車いす 手すりを取ることで機内座席まで利用可	40x89.2x40	○	9	
木製車いす（ワイドタイプ） 機内入り口まで利用可	46x91x51	○	2	
フルリクライニング型車いす（座位保持が困難なお客さま用） 機内座席まで利用可	40x142x108.5 フルリクライニング時 40×59×188.8		1	 

出典：JALスカイエアポート沖縄提供資料より

種類	サイズ(幅x高さx奥行) cm	保安検査	台数	
金属性車いす 車輪着脱可能 機内利用可	66x110x96		9	
非金属車いす 車輪着脱可能 機内利用可	66x86x93	○	4	
アシストストレッチャー 機内利用可	46x139x65 リクライニング時 124		1	
フルリクライニング 機内利用可	46x140x115 リクライニング時 167		1	
大型金属製車いす 機内利用不可	75x115x102		1	

出典：ANA沖縄空港宮古事業部業務課提供資料より



個別検討会での意見等

- ▶ 交通規制は日常生活を維持しつつの避難となるため、空港前の主要路のみとする。
- ▶ 一時集合場所については、状況に応じ規制を行う。
- ▶ 島内輸送経路における県道など主要道路については、状況に応じ、交通規制や警察車両による誘導を行う。
- ▶ 状況によって、警察官が交通規制に対応できない場合は役場職員や消防団での対応も要検討
→ 警察としてどの程度対応可能なのか。本島からの応援も含めてどのような対応になるのか。
- ▶ 一般車両は規制するが、通行させる車両（バス、福祉車両など）の区分方法、特殊標章等について要検討

汎用

● 宮古空港混乱防止

● 宮古空港交通規制・誘導

警察官配置 ● 宮古空港交通規制・誘導（パトカー巡回）

★ JTAドーム混乱防止

★ JTAドーム交通規制・誘導



交通規制について（規制箇所 人員配置等）

住民避難を実施する際の拠点施設である一時集合場所、住民避難登録センター、JTAドーム、伊良部多目的屋内運動場、宮古空港、下地島空港及び平良港について、施設及び施設周辺の必要箇所に警察官を配置して交通規制や混乱防止の措置を実施する。

避難後の島内巡回体制について

住民避難が進捗中は24時間態勢で要避難地域（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第52条第2項第1号）の巡回パトロールを行う。全ての住民が避難を完了し、市職員やライフライン関係者が避難を実施する最終段階となった場合は巡回パトロールを中断することを考えている。

汎用

● 下地島空港混乱防止

● 下地島空港交通規制・誘導

警察官配置 ● 下地島空港交通規制・誘導（パトカー巡回）

★ 伊良部多目的屋内運動場混乱防止

★ 伊良部多目的屋内運動場交通規制・誘導



伊良部多目的屋内運動場

下地島空港

交通規制について（規制箇所 人員配置等）

住民避難を実施する際の拠点施設である一時集合場所、住民避難登録センター、JTAドーム、伊良部多目的屋内運動場、宮古空港、下地島空港及び平良港について、施設及び施設周辺の必要箇所に警察官を配置して交通規制や混乱防止の措置を実施する。

避難後の島内巡回体制について

住民避難が進捗中は24時間態勢で要避難地域（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第52条第2項第1号）の巡回パトロールを行う。全ての住民が避難を完了し、市職員やライフライン関係者が避難を実施する最終段階となった場合は巡回パトロールを中断することを考えている。

汎用

警察官配置

- 平良港ターミナル混乱防止
- 平良港湾周辺交通規制



交通規制について（規制箇所 人員配置等）

住民避難を実施する際の拠点施設である一時集合場所、住民避難登録センター、JTAドーム、伊良部多目的屋内運動場、宮古空港、下地島空港及び平良港について、施設及び施設周辺の必要箇所に警察官を配置して交通規制や混乱防止の措置を実施する。

避難後の島内巡回体制について

住民避難が進捗中は24時間態勢で要避難地域（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第52条第2項第1号）の巡回パトロールを行う。全ての住民が避難を完了し、市職員やライフライン関係者が避難を実施する最終段階となった場合は巡回パトロールを中断することを考えている。

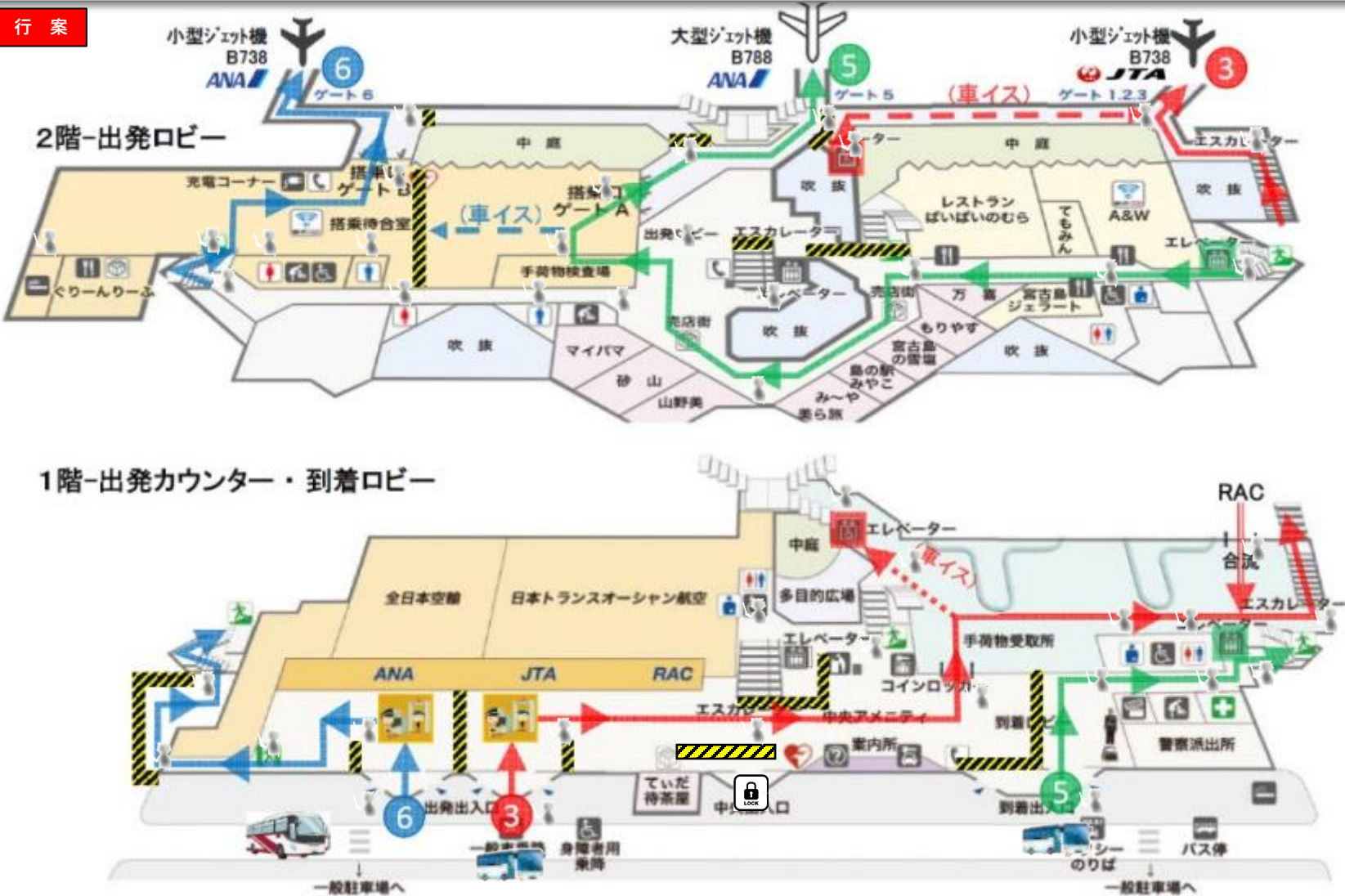


宮古空港ターミナル内における避難誘導について

概要

- スポット3の機体への誘導：1F増設レーン（JTA）で保安検査後、1F手荷物受取所を逆流しスポット3へ（赤矢印）
- スポット5の機体への誘導：1F職員用通用口を使用し2Fへと移動し、2F保安検査場で保安検査後、通常導線を通し、スポットへ（緑矢印）
- スポット6の機体への誘導：1F増設レーン（ANA）で保安検査後、1F ANA側通用口より屋外を経由し2Fへ移動、2F通用口より搭乗待合室へ入り、通常導線を経由しスポット6へ（水色矢印）
- 1F誘導員：21名、2F誘導員：23名 計＝44名

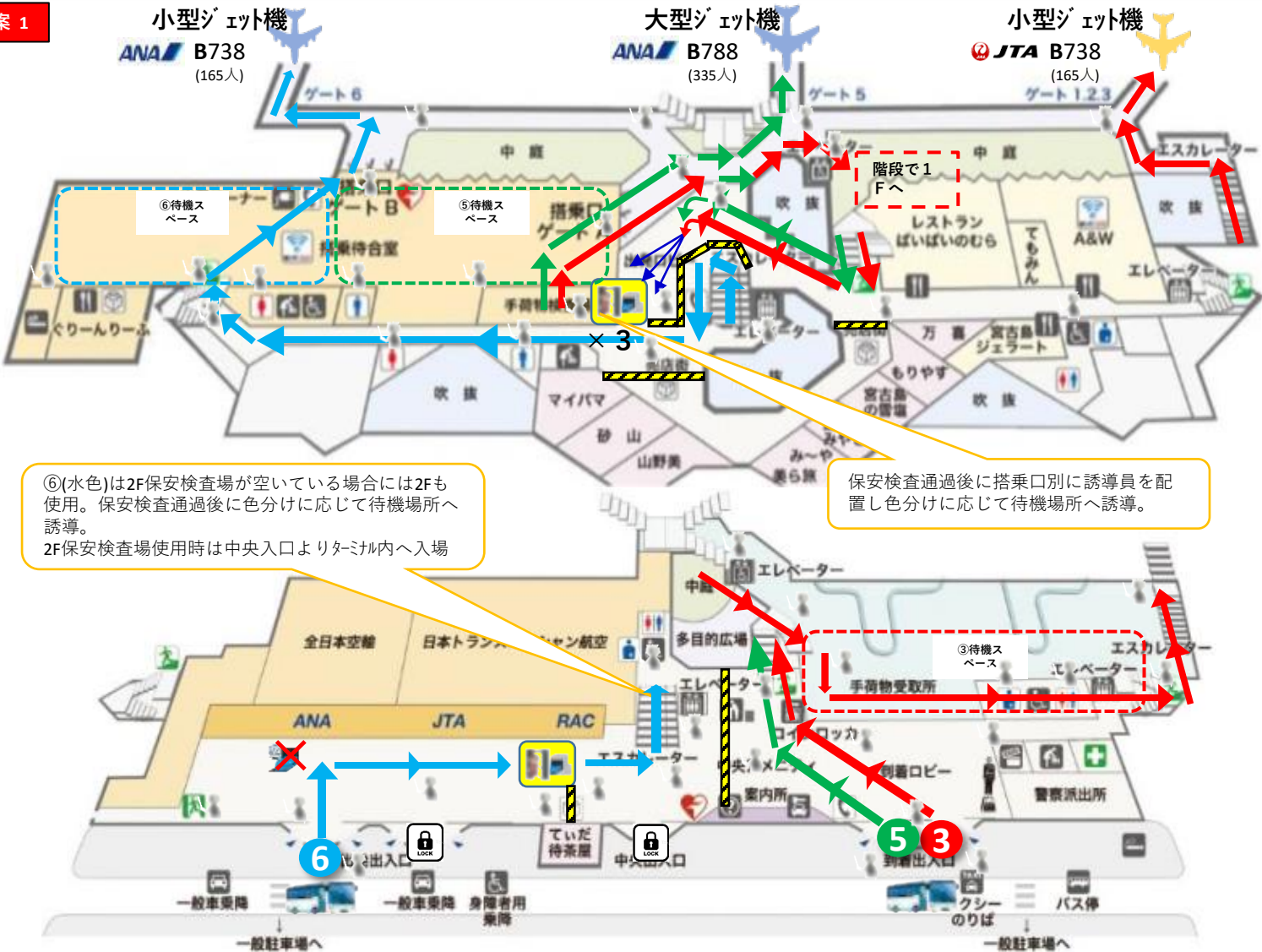
現 行 案



概要

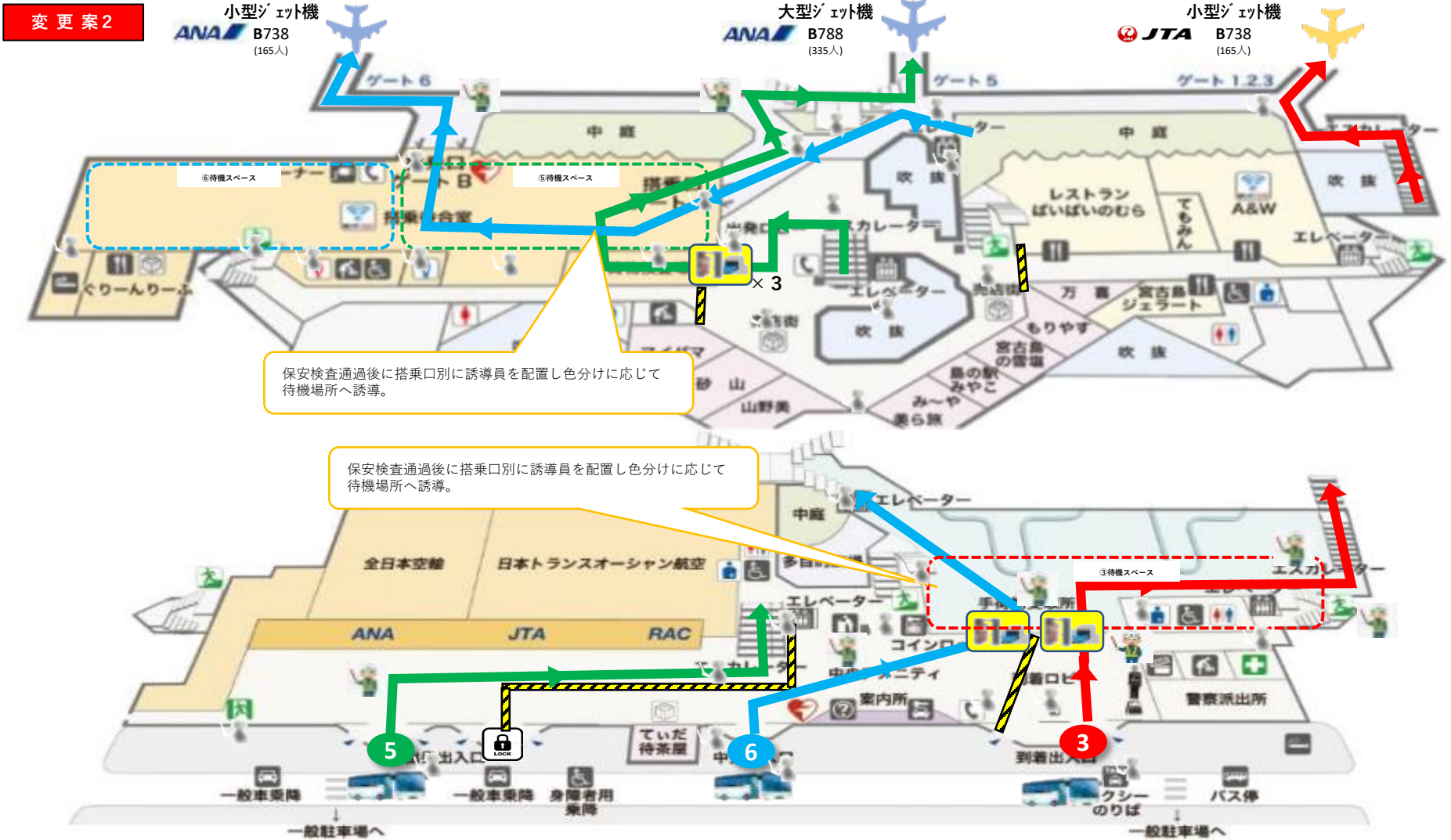
- スポット 3 の機体への誘導：2 F 保安検査場で保安検査後、1 F 手荷物受取所を経由しスポット 3 へ（赤矢印）
- スポット 5 の機体への誘導：2 F 保安検査場で保安検査後、通常導線を通し、スポット 5 へ（緑矢印）
- スポット 6 の機体への誘導：1 F 手荷物受取所で保安検査後、2 F 通用口より搭乗待合室へ入り、通常導線を通し、スポット 6 へ（水色矢印）
- 1 F 誘導員：23 名、2 F 誘導員：23 名 計＝46 名

変更案 1



概要

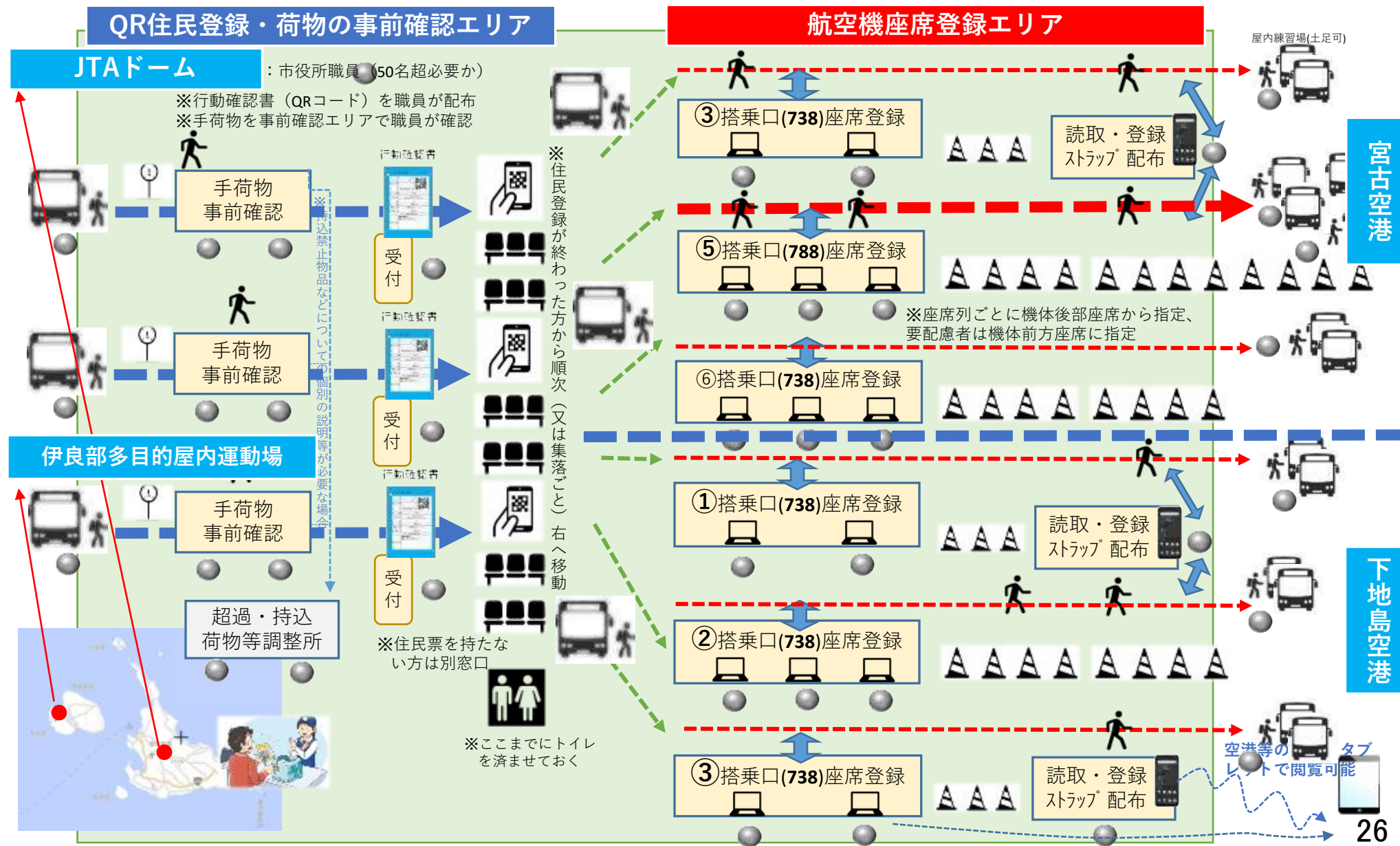
- スポット 3 の機体への誘導：1F増設レーンで保安検査後、1F手荷物受取所を逆流し、スポット3へ（赤矢印）
- スポット 5 の機体への誘導：2F保安検査場で保安検査後、通常導線を通し、スポット5へ（緑矢印）
- スポット 6 の機体への誘導：1F増設レーンで保安検査後、1F手荷物受取所を逆流し、搭乗待合室へ入リスポット6へ（水色矢印）
- 1F誘導員：20名、2F誘導員：21名 計＝41名



宮古島市 航空機避難住民等登録センター(JTHC)のレイアウト (一案)

訓練用

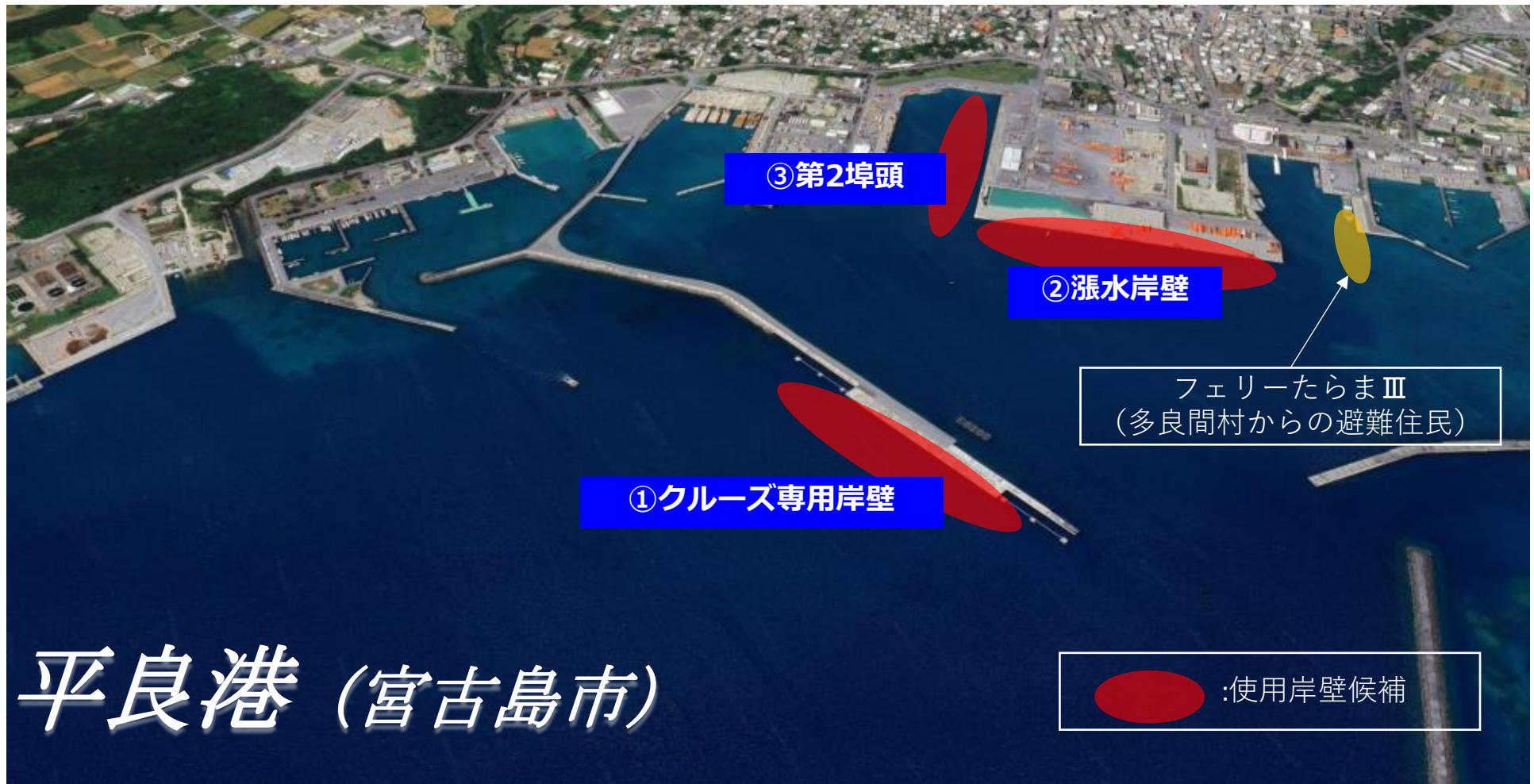
各一時集合場所から空港に向かう前にJTAドーム、伊良部多目的屋内運動場において、以下の流れで住民の情報や航空機座席の登録等を行い空港へ向かう。



船舶避難における避難誘導について

候補船舶が使用する岸壁の抽出等

- ①【クルーズ専用岸壁】岸壁前面は大型車両の転回場所等のスペースが確保されており、数多くの車両を同時に岸壁まで移動できる。
- ②【張水岸壁】岸壁前面は、他の岸壁に比べ広いため大型車両が利用しやすく、船舶への誘導が容易である。
- ③【第2ふ頭】岸壁へのアクセスが容易で、大型車両も比較的に利用しやすい。



候補船舶に乗船するまでの避難誘導パターンの整理

訓練用

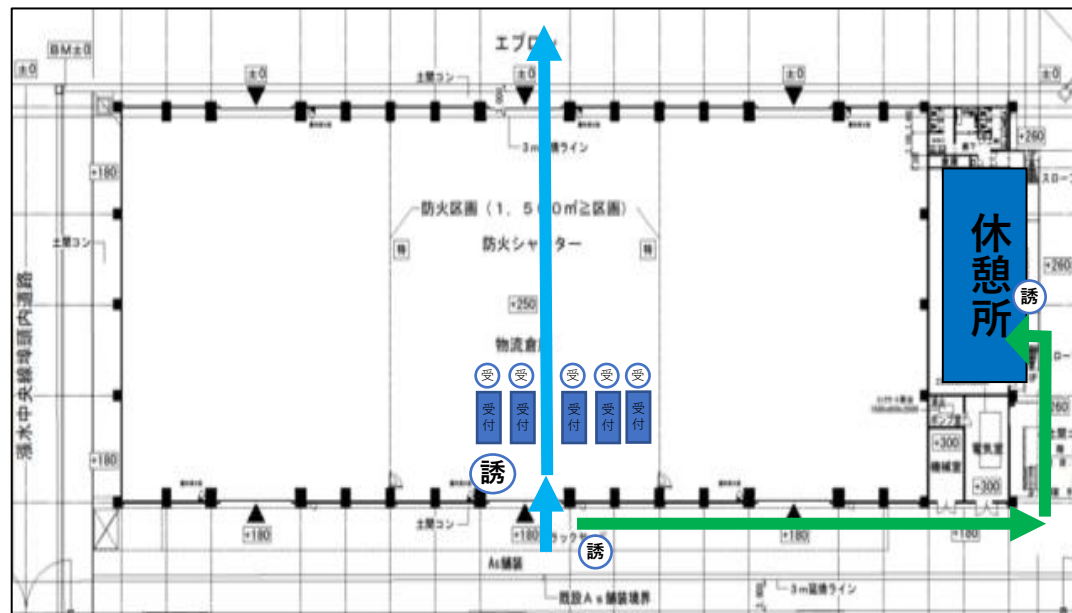
【護送、要医療護送】

- ・ 家族、医療スタッフ等と物流センターのトラックヤードまで車両で移動し駐車。※駐車スペース、車両の放置について要検討
- ・ 駐車後は、家族、医療スタッフの介助により車椅子で物流センターに移動。
- ・ 受付で、避難者登録（港版JHTCにおいて、手荷物検査、座席登録は不用※要検討）
- ・ 登録後は基本的にそのまま船舶に車椅子で移動。（体調不良、医療行為などが必要な場合は休憩所に対応）

【担送、要医療担送】

- ・ 医療スタッフ等と車両で乗船し、船舶内で住民登録

※担送等の乗船に時間を要する為長時間停泊を想定（8時間以上）
※出向時刻間際に集中しないように案内などで集合時刻の平準化が必要



実施内容候補一案



職員等配置の考え方について

ライフラインの確保・維持の考え方

- 全住民の島外避難を目指すなかで、住民が残っている状況では、ライフラインを維持する必要がある。
- 水道の供給には電気の供給が必要。電気の供給のためには、燃料の供給が必要。
- 通信手段は移動基地局の応援や衛星の活用等、多重化方策を自然災害の事例等を参考に進める。

種別	事業所	担当人数等	対応の概要
電気	沖縄電力 宮古支店	4 2 名	○避難指示が出た場合、避難の最終段階までは電力の供給を維持し、最後の避難住民と一緒に職員も避難するため、電気の供給は停止になる見込み。
ガス	民間事業者 12社	1 4 7 名	○島内のガスは、プロパンで供給しており、交換作業を現地職員が実施 ○避難期間（6日程度）が短いため、避難指示の時点で残量の少ない箇所のみ充填で対応。
水道	市水道部	3 3 名	○給水量平均 24,297m ³ /日 貯水可能量 80,000 t ○非常用発電機の燃料供給が出来れば、給水は継続できる見込み。
通信	NTT西日本 フィールドテクノロジー ドセンタ宮古センタ (設備部門)	1 3 名	○通信設備は無人で維持されており、電気の供給が止まれば遮断される。

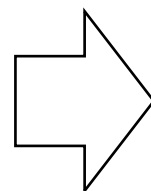
対応の方向性（案）

- 残留住民の有無に関わらず、警察力等の維持のため、必要最低限のライフラインの確保・維持は必要。
 - 水道の供給には電気が必要。電気の供給のためには、燃料の供給が必要。
 - 通信手段は移動基地局の応援や衛星の活用等、多重化方策を自然災害の事例等を参考に進める。
- ※上記事項を踏まえ、住民の避難の最終段階まではライフラインの維持に努める必要がある。

職員配置の方針

- ▶ 市国民保護計画の各班の役割に基づき、各所に職員を配置
- ▶ 消防職員や警察官等は、島外からの応援が必要となるため、関係機関との調整が必要
- ▶ 避難の初期段階、最終段階に分け、配置数を試算

宮古島市職員数 R5.9.1時点	
企画政策部	33
観光商工スポーツ部	22
産業振興局	6
総務部	70
福祉部	53
こども家庭局	84
市民生活部	67
環境衛生局	26
農林水産部	53
建設部	49
会計課	8
水道部	33
教育委員会	83
消防本部	82
議会事務局	6
選挙管理委員会事務局	3
監査委員事務局	3
農業委員会事務局	7
合計	688



市国民保護対策本部	
対策本部長	市長
対策本部副本部長	副市長、教育長
総括情報部	38
総務対策部	49
企画政策対策部	25
観光商工対策部	22
福祉対策部	136
生活環境対策部	86
農林水産対策部	53
建設対策部	49
教育対策部	51
生涯学習対策部	32
消防対策部	82
上下水道対策部	40
支援対策部	25
合計	691

《その他関係者》

- ・消防団 : 159名（うち、54名市役所職員）
- ・警察官 : 99名（宮古警察署）

※会計年度職員・学校職員は含まない。

【宮古島市】住民避難に係る職員等配置（案） ～初期配置案～

訓練用

	場 所	市職員	消防団	県警察	他機関	備考
市対策本部	宮古島市役所総合庁舎	1 8	－	1	各 1 ～ 2	市以外はリエゾン派遣
一時集合場所	宮古高等学校 外18施設	1 8 0	8 0	6 1	－	
住民避難登録センター	JTAドーム	1 1 3	－	6	－	誘導・混乱防止
	伊良部多目的屋内運動場	1 0 0	－	6	－	誘導・混乱防止
港・漁港	平良港	1 0	5	6	－	誘導・混乱防止
	島尻漁港	3	5	0	－	誘導
空港	宮古空港	5 0	－	8	－	誘導・混乱防止
	下地島空港	調整中	－	8	－	誘導・混乱防止
交通規制箇所	JTAドーム周辺	1 0	－	6	－	交通規制
	宮古空港周辺		－	1 0	－	交通規制
	伊良部多目的屋内運動場周辺		－	6	－	交通規制
	下地島空港周辺		－	1 4	－	交通規制
	平良港湾周辺		－	8	－	交通規制
大型バス		6 2	－	－	－	バス内でのサポート
高齢者福祉施設		2 0	－	－	－	要配慮者の避難に係る調整
広報車	一時集合場所周辺	4	2	－	－	広報車による広報
	合 計	5 7 0	9 0	1 4 0		

※他機関＝海保、自衛隊、ライフライン関係事業者、交通事業者などを想定

平時における主要機関の職員数

R 6 年11月現在

	市職員	消防 職員	空港 職員	警察署	医療 関係者	県職員	水道 管理	電力 関係者	消防 団員	給油所 関係者	航空・船舶 関係者	運輸 関係者	畜産 関係者	J A 関係者	合計
宮古島市	6 8 8	(8 2)	(6)	1 0 0	3 5 0	1 8 9	(3 3)	4 1	(1 5 9)	9 5	3 8 6	－	－	－	1 7 4 8

※市職員は会計年度職員、学校職員は含まない。

※消防団員、水道管理（）は、市職員を兼ねる。

※県職員は臨時職員を含まない。県宮古合同庁舎、宮古保健所、農業研究センター、家畜保健衛生所

※医療関係者、警察署はアンケート結果に基づく。

※給油所関係者は、1事業所あたり5名で試算

今回の訓練想定は『武力攻撃予測事態（武力攻撃発生前）における島外避難』であるが、日常生活を維持しつつの避難となるため、上記のような関係機関による連携が重要となる。

【宮古島市】 島外避難に係る避難対応者数（試算）

訓練用

- 訓練想定上、全員の島外避難を行うにあたって、避難の対応を行う人員が必要。
- ライフラインの確保・維持や役場機能の維持等も踏まえて避難の初期段階及び最終段階の避難対応者数を試算した。

【宮古島市】 島外避難に係る避難対応者数（試算） ～避難初期段階～

国民保護に係る試算（島外避難開始時の避難対応者数）

R6年11月現在

	役場職員	消防職員	空港職員	警察署	医療関係者	県職員	水道管理	電力関係者	消防団員	給油所関係者	航空・船舶関係者	運輸関係者	畜産関係者	J A関係者	合計
宮古島市	691	(82)	(6)	500	調整中	調整中	(33)	調整中	(159)	－	158	－	－	－	1629

※消防団員、水道管理（ ）は市職員を兼ねる。
 ※医療関係者、警察署等は、アンケートの結果に基づくもの。

【宮古島市】 島外避難に係る避難対応者数（試算） ～避難最終段階～

国民保護に係る試算（島外避難最終段階の避難対応者数）

R6年11月現在

	役場職員	消防職員	空港職員	警察署	医療関係者	県職員	水道管理	電力関係者	消防団員	給油所関係者	航空・船舶関係者	運輸関係者	畜産関係者	J A関係者	合計
宮古島市															

※ 避難の最終段階における職員等の避難：○名

職員配置図 JTAドーム施設内 (JHTC) (一案)

訓練用

凡例

- 職員
- 避難者
- ➡ 出発地点
- ➡ 到着地点





担当	人数	役 割
①案内係（到着）	2 名	JHTC（住民避難登録センター）に到着した避難者を施設に誘導する。（1 名×2 カ所）
②案内係（施設内）	2 名	施設内に入ってきた避難者を「手荷物確認係」へ誘導する。
③手荷物係（確認係）	2 0 名	手荷物が飛行機に持ち込めるかチェックする。（2 名×1 0 カ所）
④受付係	1 0 名	事前登録者のQR読み込み及び出力した避難確認書の交付及び未登録者への避難確認書の配布。また、避難に関するお知らせ文を配布し、事前にトイレ等を済ましておく旨連絡する。（1 名×1 0 カ所）
⑤手荷調整（調整係）	2 0 名	持込禁止物品などについての個別の説明等が必要な場合に調整する。（1 名×20 カ所）
⑥住民登録支援係	8 名	受付が終了したら住民登録し待機させる。 住民登録が終わったら「航空機座席登録エリア」へ移動させる。
⑦登録統制係	1 名	スポットの何番の何便目など、登録機体の指示出し。 座席登録係の統制
⑧座席登録係（A）	6 名	Bから避難者番号を聞き取り、避難者の態様を確認のうえシステムプログラムから搭乗予定便の座席に割振り。割り振った情報をBに伝達。
⑧座席登録係（B）	6 名	避難者から避難確認書を受け取り、Aに避難者番号を伝え、A係が割り振った搭乗予定便・座席・グループを避難確認書に記入する。
⑨登録情報配信係	1 名	座席登録が完了した機体のデータをCSV化し、各航空会社にメール送信
⑩読取・登録・ストラップ配布係	4 名	レーン別にストラップを配布する。（搭乗口別に色を分ける必要があるか要件等）
⑪案内係（バス出発）	2 名	宮古空港へ出発するバス乗車の案内。（1 名×2 カ所）
⑫バス出発調整係	3 名	空港保安検査の混雑状況を確認し、バスの出発を調整。（1 名×2 カ所）
⑬会場整理係	4 名	施設内の会場の整理の実施。（2 名×2 カ所）
⑭周辺整理係	6 名	施設周辺の整理
⑮救護係	1 0 名	体調不良者対応
⑯現地対策本部	各機関数名	対策本部、各現地対策本部との調整
⑰周辺整理係	6 名	施設周辺の整理
⑱バス誘導係（バス出発）	6 名	施設外の整理の実施（2 名×3 カ所）

ペットの取り扱いについて

現状・課題

- 市では国民保護計画等にペットの避難についての記載はなし。
- 自然災害においては、環境省がガイドラインを出しており、同行避難を基本的な考え方としている。
- 他方、主な島外避難の手段である航空機では同行避難不可
(※最大運航することを目的に貨物室は使用しないことを想定しているため)

現在の対応案

- ☞ 同行避難する場合は船舶での避難となることを踏まえ、課題を検討
【参考：住民との意見交換におけるご意見】
- ・ ペットも家族の一員であるため、置いて避難できないという人もいると思う。
 - ・ 受け入れ先にもこのような議論を行っていることを発信し、受け入れてもらえる環境整備を促進して欲しい。

市内の飼育状況

犬：2,744頭 (狂犬病予防接種総登録総数(R6.10/1時点))
猫：4,427頭 ((一社)ペットフード協会R5全国犬猫飼育実態調査(調査方法Web)
(調査期間：R5.9/29(金)～R5.10/2(月))を基に全国の世帯平均飼育率と頭数で算出)

検討課題等

- ① ペット同行避難を行う場合の取扱いの検討が必要
※環境省の自然災害時の同行避難ガイドラインの取扱いを念頭に整理する。
※同行避難を認めるペットの範囲を引き続き整理する。
※ケージに入れての避難や飼い主の明示、感染症対策などの一定の基準を整理する。
- ② ペット同行避難を前提とした受入れの準備について、避難先の自治体と調整が必要。
- ③ 住民避難を最優先としつつ、事態発生時や平時における飼い主への周知方法をどうするか。
※テレビ、ラジオ、インターネット等により呼びかけるとともに、関係団体等への通知、パンフレットの作成・配布を行う。(右図のような環境省作成のパンフレット等を参考にして国民保護版のパンフレットを作成し配布することも一案)

ペットを飼っている皆さまへ

～災害時のペットとの同行避難について～

災害時、あなたとあなたの大事なペットを守るために、
いま、できることを考えましょう



飼い主がいま、やるべきことは？

- ワクチン接種や寄生虫の駆除など、健康面のチェックを
- 最低限のしつけや、ケージに慣らす訓練、マイクロチップなどによる所有明示を
- 住宅の災害対策や、フード、トイレシートなどのペットの避難セットの準備を
- ペットの受入れ対応を含め、事前に避難場所の確認を

もし被災してしまったら？



- 災害時にはペットを落し置き、迷子にさせないように注意して、ペットとともに同行避難を

自治体の避難指示等には従う必要があります

ペットが理由で避難しないことは、自分の安全を脅かすことにつながりますので、ペットと一緒に同行避難をしましょう

メモ

同行避難とは、避難所までの避難行動(行為)のことをいいます
避難所で、ペットと人が同じスペースで過ごすことなどの(同伴避難)を指すものではありません



詳しくは、
「災害、あなたとペットは大丈夫？」人とペットの災害対策ガイドライン<一冊飼い主編>をご覧ください。



令和3年8月10日版

家畜の取り扱いについて

市内飼養状況（R5 宮古の農林水産業参照）

- | | | | |
|---------|-------|------|----------|
| ・牛の農家数 | ：584戸 | ・総頭数 | ：9,714頭 |
| ・豚の農家数 | ：11戸 | ・総頭数 | ：686頭 |
| ・鶏の農家数 | ：5戸 | ・総羽数 | ：31,490羽 |
| ・馬の農家数 | ：6戸 | ・総頭数 | ：57頭 |
| ・山羊の農家数 | ：112戸 | ・総頭数 | ：921頭 |



イラストは大規模飼育の施設をイメージ

現在の対応案

☞ 原則として放れ畜防止の観点から厩舎に繋いで避難との対応を踏まえ、課題を検討

- ・放牧してはどうか。（与那国町住民からの意見）
 - 東日本大震災の時は、住民避難を最優先として家畜の避難先の検討などは時間的に行えなかった。その結果、放れ畜が生じ、緊急車両と交通事故を起こすなどの二次的な被害が発生している。

検討課題等

- ① 住民避難を最優先としつつ、事態発生時や平時における畜産農家への周知方法をどうするか。
 - ※テレビ、ラジオ、インターネット等により呼びかけるとともに、関係団体等への通知、農家向けパンフレットの作成・配布を行う。
- ② 東日本大震災の福島県の例を踏まえると、放れ畜防止の観点が重要であるが、放牧する場合、放牧場敷地外への侵入を防止できるか。
 - ※ 国及び県の検討状況を注視し、引き続き関係者と調整を図る。
- ③ 一般的に豚や鶏は、衛生的な観点から別の農場に緊急に移動することのハードルは高いが、移動や受入れの余地はあるか。
 - （例：豚コレラや鳥インフルエンザ）
- ④ 島内輸送を行う能力があるか。